

公共下水道・農業集落排水施設の使用料金を改定します

■問い合わせ 都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

下水道事業において家庭や事業所から排出される汚水の処理は、使用者が使用料で負担するのが原則となっています。しかし、現行の使用料では対象経費に対し、料金収入が不足している状況で、その不足分は一般会計からの繰入金で補填している状況です。今後は、建設事業に伴う地方債の償還額の増額等に伴い、適正な運営に支障をきたすことが懸念されています。

このような状況を踏まえて、市内の各種機関で構成された下水道推進委員会において議論がなされ、平成26年12月の市議会定例会で料金等に関する条例改正が議決されました。これにより平成27年4月から公共下水道使用料金の単価および農業集落排水施設の使用料金算定方法を改定します。

公共下水道 新料金

基本料金	5㎡まで	750円
	10㎡まで	1,500円
超過料金	1㎡あたり	150円

農業集落排水 新料金

基本料金	5㎡まで	800円
	10㎡まで	1,600円
超過料金	1㎡あたり	160円

今後も、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努め、最大限の経営努力を図ってまいりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



児童扶養手当・特別児童扶養手当 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当が改正されます

物価スライドにより、4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当額が改正されます。※消費者物価指数の変動に応じて、手当額が改正される「自動物価スライド制」となっています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

○児童扶養手当

	現行	改正後
全部支給	41,020円	42,000円
一部支給	41,010円～9,680円	41,990円～9,910円

※児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です。

○特別児童扶養手当

	現行	改正後
1級	49,900円	51,100円
2級	33,230円	34,030円

※特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父若しくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。

■問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当

	現行	改正後
障害児福祉手当	14,140円	14,480円
特別障害者手当	26,000円	26,620円
福祉手当	14,140円	14,480円

■問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

※特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

※障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。